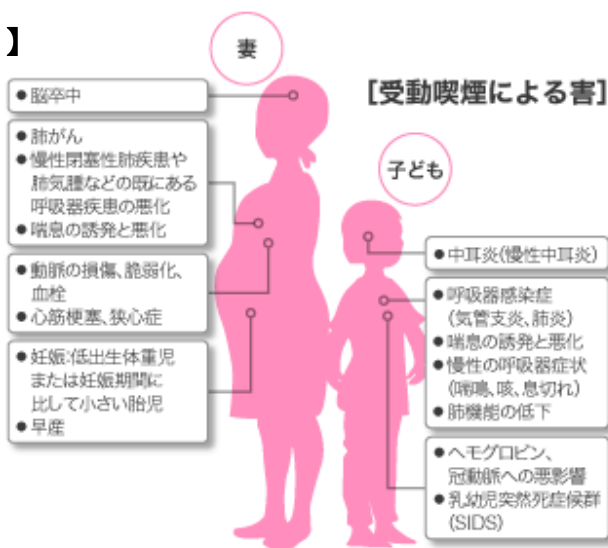
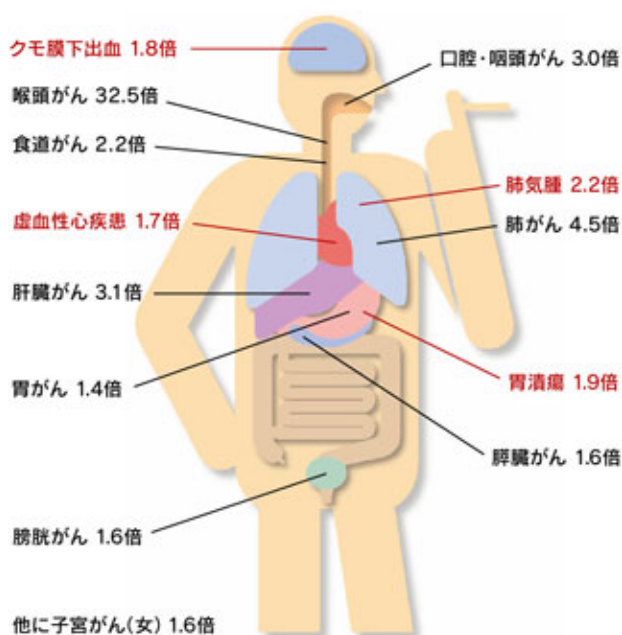


# 禁煙外来(保険診療)開始のご案内

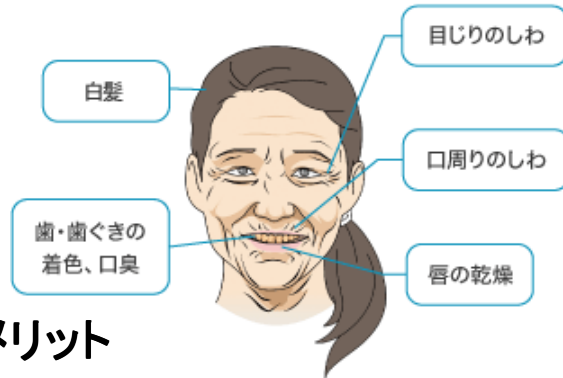
ご存知の通り、今年度より神奈川県受動喫煙禁止条例が施行されました。

現在、喫煙習慣は「ニコチン依存症」と言われ、治療の必要な病気とされています。喫煙による害は以下のようなものがあります。

## 【非喫煙者(1.0)と比較した喫煙者の死亡率(男)】



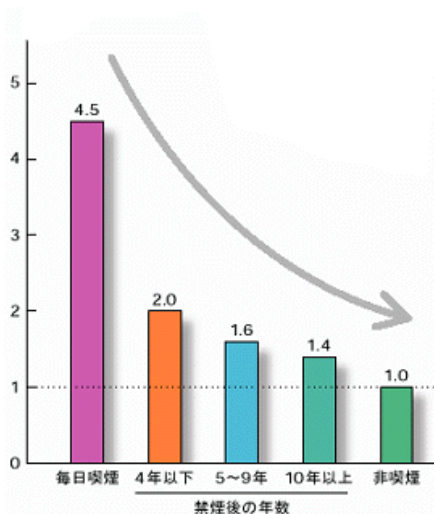
## 【スモーカーズ フェイス】



## 禁煙のメリット

### ①健康改善

例) 禁煙すれば、その日から肺がんで死亡する危険率が徐々に低下していきます。【左グラフ参照】



### ②喫煙場所を探さなくてすむ

### ③ライターなどの持ち物が少なくてすむ

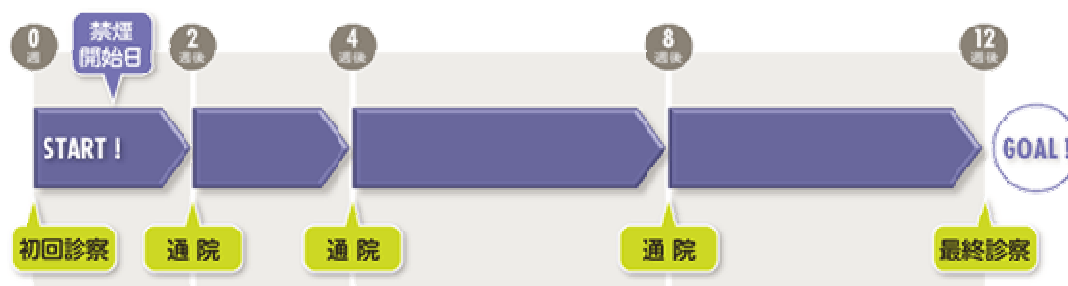
### ④経済的ゆとり

## 保険診療による禁煙治療の流れ

保険診療による禁煙治療の対象となるのは、次の4点を全て満たしている方のみです。

- ①ニコチン依存症を診断するテスト(外来受付で記入していただきます)で5点以上
- ②(1日の平均喫煙本数×これまでの喫煙年数)が200以上
- ③直ちに禁煙を開始しようと思っている
- ④禁煙治療を受けることに文書(当院でお渡しいたします)で同意している

健康保険等を使った禁煙治療では、薬の種類によって、8週間で5回(貼り薬)または、12週間で5回(飲み薬)の診察を受けます。



健康保険等を使った禁煙治療にかかる費用(自己負担分3割として)は、処方される薬にもよりますが約3ヵ月で12,000～17,000円程度です。

これは、1週間あたりで換算すると約1,000～1,400円となり、毎日20本タバコを吸う方なら、約3～5日分のタバコ代に相当します。

毎回の診察では、禁煙補助薬の処方を受けるほか、息に含まれる一酸化炭素(タバコに含まれる有害物質)の濃度を測定したり、禁煙状況に応じて医師のアドバイスを受けることができます。